

## 環境影響評価書案審査意見書

「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
舩添 要一

### 記

#### 第1 対象事業

- 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称：シグマテック株式会社  
代表者：代表取締役 深江 伯史  
所在地：中央区日本橋富沢町五番四号 ゲンベエビル二階
- 対象事業の名称及び種類  
名称：産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業  
種類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地  
東京都大田区城南島三丁目1番5

#### 第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

## 【大気汚染】

施設の稼働に伴う大気汚染の長期平均濃度の予測評価において、評価の指標を下回るとしているが、本事業による寄与率が高く周辺の大気環境への影響が懸念される。

このことから、自主管理目標値の遵守を徹底するとともに、更なる環境保全のための措置についても検討するなど、大気環境への影響のより一層の低減に努めること。

## 【騒音・振動】

1 計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、搬出入車両の走行に当たっては、規制速度の遵守はもとより、より一層の騒音の低減に努めること。

2 施設の稼働に伴う低周波音は、東側敷地境界等において評価の指標とした「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された「建具のがたつき閾値」を上回る周波数があると予測している。

計画地周辺は工業専用地域であり住宅等は存在しないが、隣接して事業場等があることから、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること。

## 【水質汚濁、水循環共通】

雨水流出抑制対策として、敷地内の天空面部分については、雨水が浸透するよう透水性部材を積極的に採用するとしているが、当該施設は汚染土壌を取り扱う施設であることから、雨水の地下浸透によって、地下水等の水質に影響を与えないよう適切に対処すること。

## 【水質汚濁】

計画地における地下水の水質については、「汚染土壌処理業に関する省令」による「地下水基準」を遵守するとしている。

しかし、計画地は南側が東京湾に面した埋立地であり、現況調査の結果によれば、当該地下水の水位が東京湾の潮汐と同期していることから公共用水域への影響が懸念されるため、東京湾の水質及び底質についても、「地下水基準」にある項目の現況を明らかにし、必要に応じて予測・評価を行うこと。

## 【廃棄物】

- 1 工事の施行中における建設発生土、建設汚泥及び廃棄物の再資源化率について、「東京都建設リサイクル推進計画」における平成 22 年度の目標値を用いているが、工事の施行中である平成 27 年度の目標値に基づいて、改めて予測すること。
- 2 工事の完了後における処理済物の再資源化について、脱水汚泥を除く全ての処理済物を全量再資源化するとしているが、再資源化が困難な処理済物も含まれていることから、その再資源化の方策について具体的に説明すること。